

○可茂地区一般廃棄物等事務連絡協議会設置要綱

平成 11 年 7 月 7 日
可茂衛生施設利用組合訓令甲第 8 号

改正 平成22年 4 月 1 日組合訓令甲第 3 号

(設置)

第 1 条 可茂地域における一般廃棄物の適切な処理と、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の円滑な運営による環境保全及び居住環境の向上に資するため、可茂地区一般廃棄物等事務連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、組合同規約（昭和35年岐阜県指令第908号）第 2 条に規定する関係市町村（以下「関係市町村」という。）の部課長並びに組合の事務局長及び課長をもって組織する。

(役員)

第 3 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 2 人

(役員を選出)

第 4 条 前条の役員は、第 2 条に掲げる構成員の互選とする。

(役員職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任は、妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、組合の施設「ささゆりクリーンパーク」に置く。

(会議)

第 8 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の付議事項)

第 9 条 会議に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会設置要綱の変更
- (2) 可茂地区の一般廃棄物処理に関する事項
- (3) 組合の運営に関する必要な事項
- (4) その他協議会に関する重要事項

(議決)

第10条 会議の議決は、すべての出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会の設置)

第11条 協議会に、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、関係市町村の一般廃棄物等事務担当職員をもって組織する。
- 3 専門委員会は、第9条に規定する事項のうち協議会が諮問する事項等を審議し、その結果を協議会に答申するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成11年7月7日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、平成11年7月7日からの役員の任期については、平成12年3月31日をもって任期満了とする。

附 則 (平成22年組合訓令甲第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。